

様式 3

会 議 録

会議名 (審議会等)		相模原市文化財保護審議会			
事務局 (担当課)		生涯学習部文化財保護課 内線 5 2 2 9			
開催日時		平成 2 3 年 8 月 2 9 日 (月) 午前 1 0 時 ~ 1 1 時 4 5 分			
開催場所		相模原市役所会議室棟第 1 会議室			
出席者	委員	1 3 人 (別紙名簿のとおり)			
	その他	0 人 ()			
	事務局	4 人 (白井部長、山田課長、齋藤総括副主幹、木村主査)			
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不	傍聴者 数
公開の不可・一部不可の場合には、その理由					
会議次第		あいさつ 議題 1 相模原市登録文化財の登録の解除について 2 相模原市指定・登録文化財の課題と進め方について 3 相模原市文化財の指定・登録について 報告事項 1 平成 2 3 年度文化財保護事業の概要について 2 その他			

(○は委員の発言、●は事務局)

あいさつ

文化財保護課山田課長の進行にて開会し、教育委員会を代表して白井生涯学習部長よりあいさつを行った。

続いて、「相模原市登録文化財の登録の解除について」の教育委員会からの諮問書を白井生涯学習部長が読上げ、加藤会長に手渡した。

加藤会長のあいさつの後、会長が議長となり次のとおり議事が進められた。

議題

1 相模原市登録文化財の登録の解除について

別添資料P 1～P 2をもとに事務局より内容を説明し、下記のとおり補足意見、質問が委員よりあった。

○本件については、専門家の意見を聴くと共に様々な対策を講じてきたが現在の状況となった。以前、所有者が挿し木を行い、現在は、その挿し木したツバキが成長し、花が咲く状況である。本物件を撤去した後、そこに挿し木したツバキの移植を検討している。

○本件の他に指定・登録物件を解除した例はあるのか。

●旧条例による市指定天然記念物の「御嶽神社の杉」を昭和47年に解除したことがある。

議長が、答申文案を読上げた後、答申書を市教育委員会に提出することとなった。

2 相模原市指定・登録文化財の課題と進め方について

別添資料P 3～4をもとに事務局より説明を行い、下記のとおり補足、質問、意見が委員よりあった。

○近代化遺産、彫刻、絵画等については、市史文化遺産編で調査を進めているので、その結果を踏まえて調査を行うのがよい。

○天然記念物については、県の調査は進んでいる。併せて、市史自然編も参考に候補を挙げることができるのではないかと。

○保護しないと衰退、滅失してしまう動植物などを指定・登録の候補に挙げていく必要があるのではないかと。

●天然記念物の指定・登録数が少ないことは承知している。既刊の報告書

などを参考に希少種という視点ではなく、地域や人とのかかわりなど、文化財としての視点を考慮し、調査や考え方の整理を行っていききたい。

- 各分野で指定・登録候補があれば、皆さんもより積極的に出していただきたい。
- 議題2の資料について、去年と今年のちがいは。
- 今年の資料では、各分野の調査等の進捗状況表もつけてわかりやすくしている。
- 調査を進める際に、誰が取りまとめをするのか。委員の関わり方は。また、指定・登録までのスケジュール管理はどのようにするのか。
- 事務局が案の作成、取りまとめを行う。各委員からは詳細調査、指定・登録の考え方や候補リストの作成時など、機会を捉えてご意見、ご指導をいただきたい。
- 24年度の指定・登録への取り組み方は。また、委員の考え方を示す場を増やしてほしい。
- 教育振興計画に施策の成果指標として平成31年度までの指定・登録件数を示しているのので、目安としたい。また、本日示した考え方により、リスト作成、調査を進めていく中で委員の方々のご意見も伺いたい。
- 指定・登録の数値目標は目標として、必要なものは、指定・登録する考えが大事なことである。
- 指定・登録することにより、維持管理や修理等に経費がかかることになるので留意されたい。
- 指定・登録文化財の管理者への管理奨励金等、財政状況が厳しい中で予算を確保する必要があるのので計画的に対応していきたい。
- 無形文化財について何も行われていないようだが、現在は使われていない昔の技術が残っている可能性もあるのではないか。
- 旧津久井4町を中心に所在調査等を検討したい。
- 調査については所有者の理解が必要不可欠なので、所有者との折衝は慎重に行う必要がある。
- 調査に協力が得られるよう対応していきたい。

3 相模原市文化財の指定・登録について

別添資料P5～7をもとに事務局より説明を行い、下記のとおり補足、質問、意見が委員よりあった。

- 今回の候補はすべて考古資料だが、今までの考古資料の指定・登録の実績は。
- 指定として「田名坂上遺跡出土三彩小壺」の1件のみである。
- これまで考古資料の指定・登録は、発掘調査から報告書刊行までが優先されていたため積極的に行われていなかったが、このたび考古資料の指定等の考え方がまとまり、各物件について調査が進んだので、候補リストを示すこととした。
- 23～27年度指定候補の8件については、一括指定したほうが報道面でも効果的である。
- 各指定案件の中には、詳細な化学分析等が必要となる資料も含まれていると思われるので、各指定案件のなかで重要なものを選定して指定するほうが良い。
- 所有者との調整、詳細な調査、資料作成や物件ごとに作業時間も異なることから、順次、正式な指定・登録候補を挙げたい。
- No.2の「田名塩田遺跡群A地区No.2地点2号ブロック出土原石群」については、発掘の経過や現在の状況から、すばらしい物件であり、早期に指定してほしい。
- No.1から8までについては、市の考古資料を代表するものであると考えるが、指定と登録のどちらを考えているか。
- 基本的に指定の候補として考えている。
- 本日の委員の意見を踏まえ、現地調査の前に本年度の候補物件を提示したい。

報告事項

- 1 平成23年度文化財保護事業の概要について
別添資料P8～9をもとに事務局より説明を行い、下記のとおり質問が委員よりあった。
 - 23年度の補助金の状況は。
 - 国庫補助金や県補助金として500万円程度である。
- 2 その他
現地調査の日程については、委員の予定を踏まえ、後日連絡する。

以上